平成２０年（フ）第１６７２号
札幌市南区南38条西10丁目１番１号　ローヤルハイツ南38条401号
破産者　田中　香苗
１　決定年月日　平成21年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第３９０号
北海道中川郡幕別町緑町９番地の23
破産者　黒井　　努
１　決定年月日　平成21年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第１２５号
秋田市四ツ小屋小阿地字柳林８番地５
破産者　池田　　實
１　決定年月日　平成21年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１４６号
秋田市新屋表町11番24号
破産者　神馬　朝子
１　決定年月日　平成21年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２３４号
秋田市八橋大畑２丁目１番９号　琴荘８号、前住所秋田市八橋新川向８番12号
破産者　荻原　昭三
１　決定年月日　平成21年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第１５８号
秋田県大仙市高梨字田茂木36番地
破産者　山崎　正治
１　決定年月日　平成21年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２１年（フ）第３３２号
川崎市高津区千年1227番地２　千年住宅505
破産者　西　　國臣
１　決定年月日　平成21年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第１１号
石川県珠洲市宝立町春日野１字114番地１
破産者　坂井　元男
１　決定年月日　平成21年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所輪島支部

平成２１年（フ）第２８８号
静岡県浜松市東区有玉台４丁目７番16号　カワイハイツ北206
破産者　伊藤　　博
１　決定年月日　平成21年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第７９３号
京都市南区吉祥院高畑町94番地、開始決定時の住所京都市南区吉祥院蒔絵町16番地１　塔南セントラルハイツ422号
破産者　田中　建次
１　決定年月日　平成21年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第９０５号
大阪府和泉市和気町２丁目２番124号
破産者　天渡　彰子
１　決定年月日　平成21年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２０年（フ）第９８２号
大阪府泉南郡田尻町大字吉見461番地、開始決定時の住所大阪府阪南市光陽台４丁目21番５号
破産者　入江　進一
１　決定年月日　平成21年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第２９９号
大阪府岸和田市尾生町４丁目18番９号
破産者　松田　博史
１　決定年月日　平成21年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第４２２号
大阪府岸和田市春木旭町36番35号
破産者　新土　孝惠
１　決定年月日　平成21年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第４６７号
大阪府岸和田市岡山町403番地、前住所大阪府岸和田市岡山町1170番地の４
破産者　河合　敏彦
１　決定年月日　平成21年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１８９号
奈良市大宮町３丁目４番18―203号
破産者　三宅　悟司
１　決定年月日　平成21年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第１９号
長崎県対馬市厳原町天道茂529番地
破産者　犬丸喜美子
１　決定年月日　平成21年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２１年（フ）第２１号
熊本県天草郡苓北町都呂々920番地
破産者　小林　英樹
１　決定年月日　平成21年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所天草支部

平成２１年（フ）第６９号
宮崎県児湯郡新富町大字新田17306番地１、開始決定時の住所宮崎市大字恒久1325番地１　コーポＹＯＫＯＹＡＭＡ203号
破産者　村田　三枝
１　決定年月日　平成21年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

第明治三二十五種郵便年三月物三十一認可日

発行所　独立行政法人国立印刷局　東京都港区虎ノ門四丁目二番八号　〒一〇五―八四四一　電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、三六〇円）　本号一部　二七二円（本体二四七円）　（配送料別）